

ぎふ長良川の鵜飼に係る広告付物品製作事業に係る広告掲載要領

令和3年11月30日決裁

改正 令和4年11月30日決裁

改正 令和5年12月 1日決裁

改正 令和6年12月 2日決裁

改正 令和7年 6月 5日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市広告掲載要綱（平成20年3月21日決裁。以下「要綱」という。）第11条第1項に規定する広告付物品として提灯、ミニうちわ、Tシャツ、乗船客配布用ランチョンペーパー（以下これらを「配布物等」という。）を受け入れることに関し、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(製作基準)

第2条 配布物等に掲載する広告（以下「広告」という。）は岐阜市広告掲載基準（平成20年3月21日決裁）に適合するものであることのほか、行政が配布するものとしての品位、公共性及び公益性を保つもので、市民に不利益を与えないものでなければならない。

(広告付物品提供者の募集)

第3条 要綱第11条第1項の規定により広告付物品としての配布物等を岐阜市へ無償で提供する民間事業者等（以下「広告付物品提供者」という。）の募集を行うものとする。

2 前項の募集に際し、必要な事項は別に定める。

(選定の内容)

第4条 要綱第11条第2項において準用する要綱第5条第1項の規定により、広告付物品提供者の選定に当たり、ぎふ魅力づくり推進部鵜飼観覧船事務所にて選定を行う。

(広告の範囲及び掲載基準)

第5条 配布物等に掲載する広告は、要綱第3条及び岐阜市広告掲載基準（平成20年3月21日決裁）に適合するものであることのほか、第2条に規定する配布物等の製作基準に影響を及ぼすことのないものでなければならない。また、広告は広告付物品提供者の自社広告（個人事業主も可）に限る。

(審査委員会の組織)

第6条 要綱第11条第2項において準用する要綱第6条第1項の規定により、広告の審査に当たり、広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、委員長（以下この条及び次条において「委員長」という。）及び委員（以下この条及び次条において「委員」という。）をもって組織する。
- 3 委員長は、ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課長をもって充てる。
- 4 委員は、ぎふ魅力づくり推進部鶴飼観覧船事務所長、行政部契約課長、市民協働生活部市民相談・消費生活課長、市民協働生活部人権啓発センター所長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（審査委員会の会議）

第7条 審査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、やむを得ず会議に出席できない委員に対し、書面により審査を行わせ、これを当該会議における審査に代えることができる。
- 3 委員長は、広告の内容により、関係部局の担当課長を会議に出席させ、又はその意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、軽易又は緊急を要すると認める事項については、書類の持ち回りの方法により審査委員会を開くことができる。

（審査結果の通知）

第8条 要綱第11条第2項において準用する要綱第6条第6項の規定による広告付物品提供者への通知は文書によって行う。

（審査委員会の庶務）

第9条 選定委員会及び審査委員会の庶務は、ぎふ魅力づくり推進部鶴飼観覧船事務所において処理する。

（広告付物品提供者と締結する協定書に記載すべき事項）

第10条 要綱第11条第3項の規定により広告付物品提供者と締結する協定書には、次に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 広告付物品提供者は、広告の内容等に対し、第三者から、苦情、被害救済、損害賠償の請求等がなされたときは、自らの責任で解決しなければならない旨を承諾すること。
- (2) 広告付物品提供者は、市長が次のいずれかに該当すると認めるときは、協定締結期間中であっても、配布物等の利用・配布を取りやめることができる旨を承諾すること。
 - ア 広告付物品提供者が要綱及びこの要領の規定に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により広告付物品提供者として選定され、若しくは要綱第11条第2項において準用する第6条第6項の規定により広告の掲載を認める決定を受けたことが発覚したとき。
 - イ 市長が指定する期日までに配布物等の納入がないとき。

ウ 広告付物品提供者が市の信用を失墜し、事務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

エ 広告付物品提供者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

オ 広告付物品提供者の倒産、解散等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

カ 広告付物品提供者が書面により、広告の掲載の取下げを申し出たとき。

キ 市の事務遂行上やむを得ない事由が生じたとき。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和3年11月30日から施行する。

附則

この要領は、令和4年11月30日から施行する。

附則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年12月2日から施行する。

附則

この要領は、令和7年6月5日から施行する。